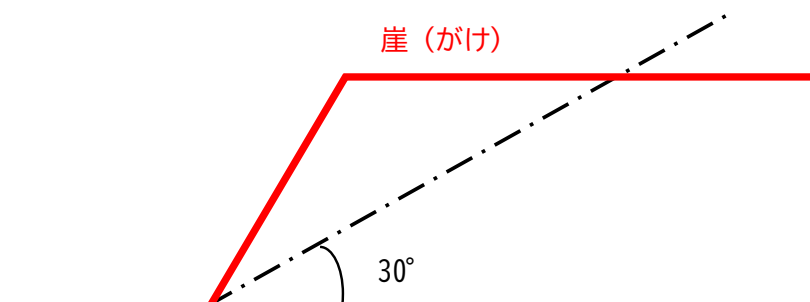


番号	内容	関係条項
31	都市計画法第33条第1項第7号における「崖（がけ）」について	法第33条第1項第7号

都市計画法施行令第28条第6号は、開発行為によって生じた崖面の保護について規定しており、崖面の保護の具体的な方法については、都市計画法施行規則第23条で規定しています。

「崖」とは地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。

【「がけ」の例図】



開発行為によって生じた崖面は、崩壊しないように、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置が講じられなければなりません。

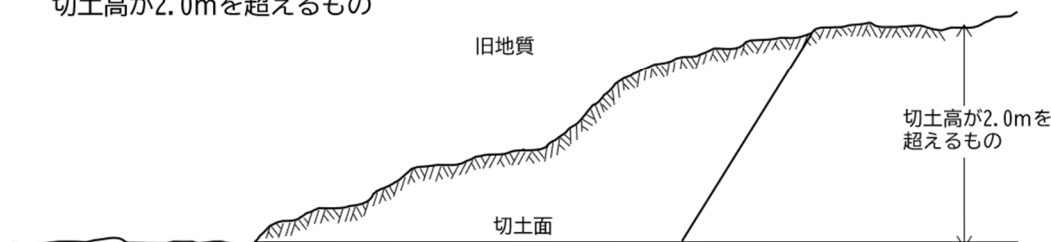
■ 崖面の保護の具体的な方法について（都市計画法施行規則第23条）

1. 擁壁の設置義務（第1項）

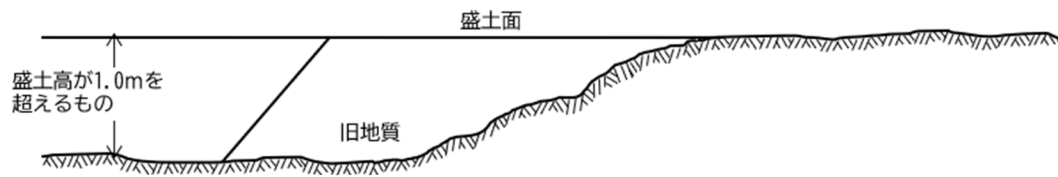
- ①切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超える崖の崖面
 - ②盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超える崖の崖面
 - ③切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超える崖の崖面
- については、原則として擁壁で覆わなければなりません。

◇ 擁壁でおおわなければならないがけ面（例図）

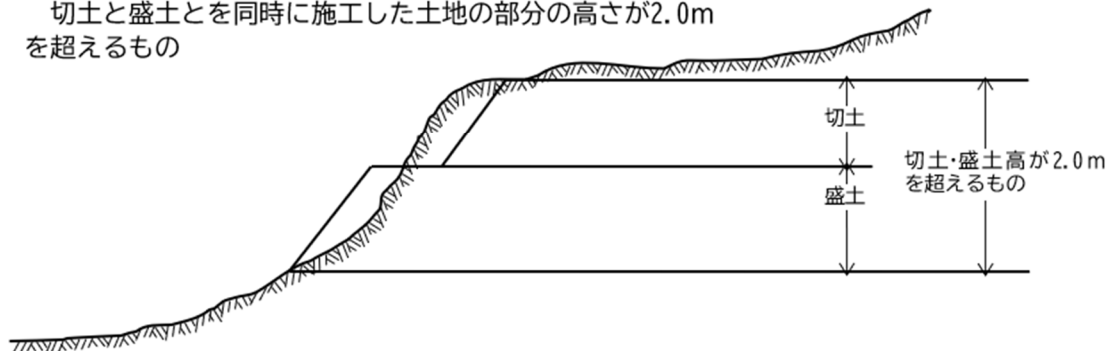
- ① 切土の場合
切土高が2.0mを超えるもの



- ② 盛土の場合
盛土高が1.0mを超えるもの



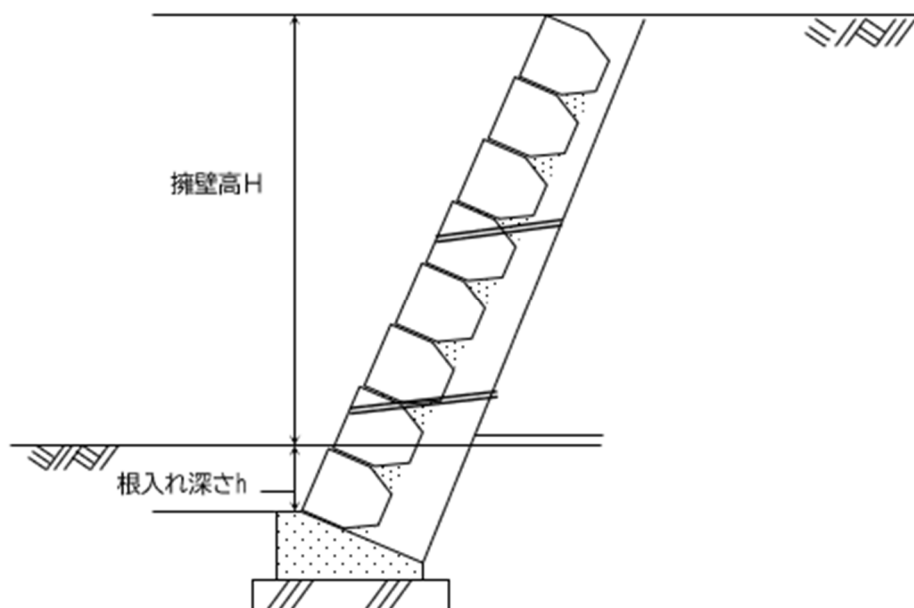
- ③ 切土及び盛土を同時施工の場合
切土と盛土とを同時に施工した土地の部分の高さが2.0mを超えるもの



※土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、崖の安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合及び災害の防止上支障がないと認められる土地で擁壁の設置以外の保護工が行われている場合については、擁壁の設置義務は解除されます。

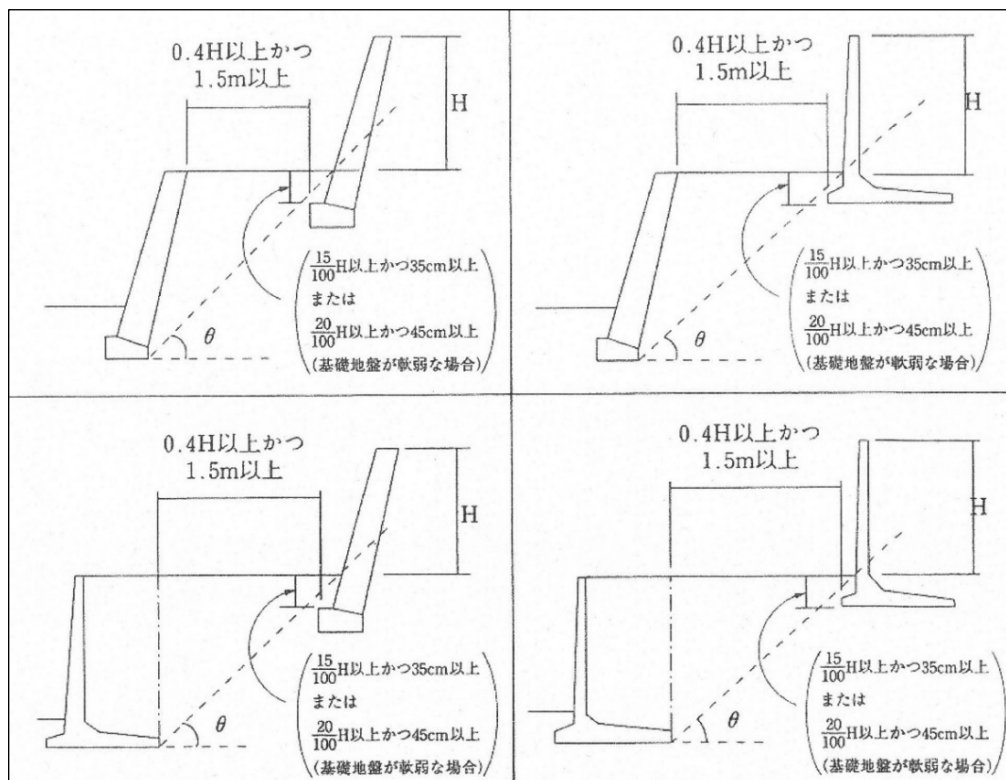
2. 擁壁の根入れの深さ

擁壁の根入れの深さは、下の図・表のとおりです。

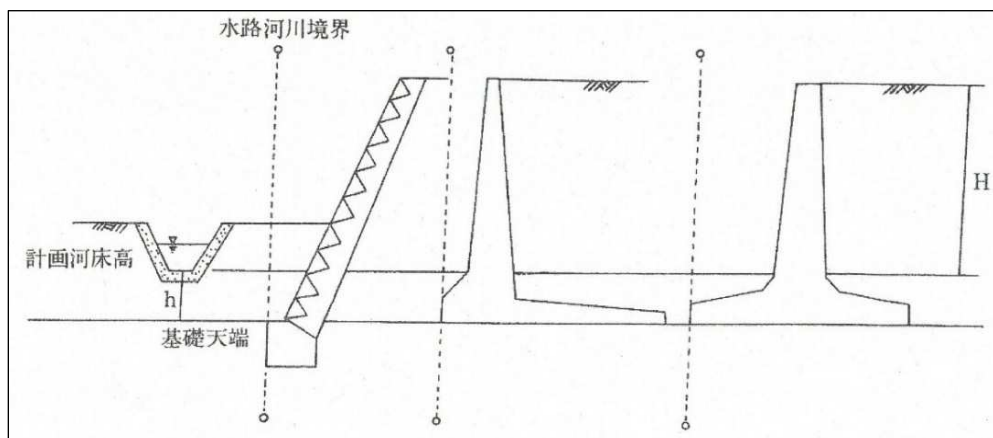


	土質	根入れの深さ
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	擁壁高×0.15かつ35cm以上
第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	擁壁高×0.15かつ35cm以上
第三種	その他の土質	擁壁高×0.2かつ45cm以上

(※) 上部・下部擁壁（二段擁壁）を近接して設置する場合の根入れ



(※) 擁壁が水路、河川に接している場合の根入れ



3. 擁壁の設置義務がない崖の保護規定（第4項）

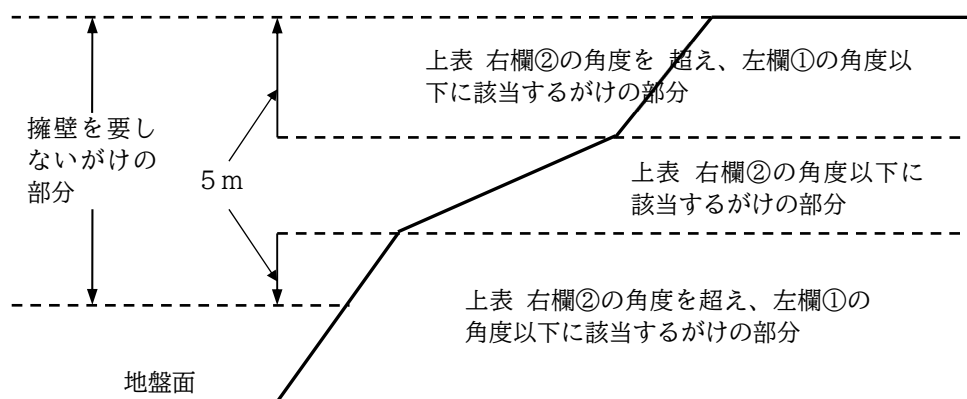
擁壁の設置義務がない崖についても、風化、地表水による侵食から保護する意味で何らかの保護工が行われなければなりません（保護工の例：芝以外の植物による緑化工、編柵工、コンクリートブロック張り工、のり砕工等）

なお、擁壁の設置を要しない場合は下記のとおりです。

◇ 擁壁の設置を要しないのり面の勾配

のり高 のり面の土質	① $H \leq 5 \text{ m}$ (がけの上端からの垂直距離)	② $H > 5 \text{ m}$ (がけの上端からの垂直距離)
(a) 軟岩（風化の著しいものは除く。）	80度（約 1 : 0.2）以下	60度（約 1 : 0.6）以下
(b) 風化の著しい岩	50度（約 1 : 0.9）以下	40度（約 1 : 1.2）以下
(c) 砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	45度（約 1 : 1.0）以下	35度（約 1 : 1.5）以下
上記以外の土質（岩屑、腐植土（黒土）、埋土、その他これらに類するもの）	30度（約 1 : 1.8）以下	30度（約 1 : 1.8）以下

◇ 擁壁を要しないがけ又はがけの部分（例図）



< 参照審査基準 >

●福岡県「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」p.24～33 § 1 - 6 - (7) 擁壁の設置等